

令和4年第3回臨時会
新冠町議会会議録
第1日 (令和4年5月16日)

◎議事日程(第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 行政報告(町長) |
| 第 5 | 承認第 2号 | 専決処分について
(新冠町税条例の一部を改正する条例について) |
| 第 6 | 承認第 3号 | 専決処分について
(新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) |
| 第 7 | 承認第 4号 | 専決処分について
(令和3年度新冠町一般会計補正予算3/18) |
| 第 8 | 承認第 5号 | 専決処分について
(令和3年度新冠町一般会計補正予算3/31) |
| 第 9 | 承認第 6号 | 専決処分について
(令和3年度国民健康保険特別会計事業勘定補正予算) |
| 第10 | 議案第24号 | 新冠町職員の給与に関する条例一般会計補正予算 |

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員(12名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 武田修一君 | 2番 中川信幸君 |
| 3番 秋山三津男君 | 4番 氏家良美君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 長浜謙太郎君 | 8番 酒井益幸君 |
| 9番 須崎栄子君 | 10番 芳住革二君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町	山	本	政	嗣	君
教	育	奥	村	尚	久	君
会計管理者兼	税務課長	今	村		力	君
総	務	佐	藤	正	秀	君
企	画	佐	渡	健	能	君
保	健	鷹	背		寧	君
産	業	島	田	和	義	君
建	設	関	口	英	一	君
建	設	寺	西		訓	君
農	業	山	谷		貴	君
診	療	杉	山	結	城	君
特	別	竹	内		修	君
町	有	工	藤		匡	君
管	理	湊		昌	行	君
社	会	新	宮	信	幸	君
総	務	小	林	和	彦	君
企	画	下	川	広	司	君
保	健	八	木	真	樹	君
産	業	曾	我	和	久	君
税	務	小	久	保	卓	君
建	設	磯	野	貴	弘	君
代	表	岬		長	敏	君

◎議会事務局

議	会	事	務	局	長	田	村	一	晃	君			
議	会	事	務	局	総	括	主	幹	三	宅	範	正	君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただ今から令和4年第3回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。
議事日程はお手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 長浜謙太郎議員、8番 酒井益幸議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。
議案の審議に先立ち町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日令和4年第3回新冠町議会臨時会を招集いたしましたところ、

議員各位には時節柄何かと御多用の中御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、新冠小学校関係者外町内における新型コロナウイルス感染状況とその対応について、ご報告申し上げます。はじめに、現在の新型コロナウイルス感染状況について報告いたします。北海道における新型コロナウイルスの感染は、まん延防止等重点措置に加えワクチン接種の広がりとともに新規感染者数及び病床使用率の減少傾向が継続する中、3月21日をもって、北海道を対象としたまん延防止等重点措置が終了となりました。しかしながら、北海道における新型コロナウイルス新規感染者数は、3月下旬以降、増加傾向に転じており、オミクロン株の派生型で、より感染力が強いとされる「BA・2」の感染者が道内で確認され感染の急拡大が懸念される中、国の専門家によると全国では、約8割にまで置き換わりが進んでいるものと推定され、道内においても「BA・2」への置き換わりが顕著であると考えられます。また、5月12日に厚生労働省は、「BA・2」よりも感染力が強いとされる、「BA・4」「BA・5」の感染発生を国内で確認したと発表し、今後の更なる感染拡大が懸念されます。日高管内におきましては、報道のとおり連日多数の新規感染者数の発表があり、当町におきましても、多くの町民の方の感染が確認され、本年1月から5月12日現在までの感染者数は136名で特に若い世代の割合が高く、10歳未満で25%と最も高く、次いで10歳代の19.9%、その親世代と思われる40歳代が19.9%と続き、50歳未満までが86%を占めており、未だ予断を許さない状況となっております。次に、新型コロナウイルス感染対策に伴う小学校及び認定こども園の臨時休業について報告いたします。先に申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症は、新学期に入りましても猛威を振るい、日高管内においては学校や保育所・幼稚園関係者の感染が増加傾向にあり、当町におきましても小学校及び認定こども園関係者に感染が判明したことから、感染状況の確認や感染拡大防止など感染症対策に万全を期すため、認定こども園、朝日小学校及び新冠小学校に対し町感染症対策本部の方針として休業措置を決定したところでございます。休業措置の状況でございますが、認定こども園につきましては、4月26日に、園関係者が感染、翌27日にも感染者が判明したことから、4月28日から5月5日までの8日間を、朝日小学校につきましては、5月1日に学校関係者の感染が判明したことから、5月2日を休業措置といたしました。さらに5月12日に学校関係者の感染が判明したことから、対象学級を5月13日から15日までの3日間閉鎖といたしました。新冠小学校につきましては、5月1日に学校関係者複数名の感染が判明しました。結果を5月2日は振替休日でありましたことから、学校から保護者の皆様へ感染判明と感染対策について、注意喚起したところですが、翌2日以降複数名の感染が新たに判明したことから、5月6日、9日、10日の3日間を休業措置といたしました。さらに5月13日に学校関係者の感染が判明したことから、対象学級を5月14日から16日までの3日間閉鎖といたしました。新冠中学校につきましては、休業措置を講じておりませんが、町内の感染状況を踏まえ、小学校休業期間中の部活動を自粛する対応を行ったところでございます。また、保護者の皆さんには大型連休中でありました

が、感染が拡大しておりますことから、不要不急の外出を控えていただくなど、家庭内での感染対策の徹底をお願いしてまいりました。加えて、多くの児童生徒が加入されております、文化協会及びスポーツ協会、少年団、並びに加盟団体等に対し、感染対策の徹底について注意喚起及び学校休業期間中の活動自粛について協力を依頼したところでございます。なお、4月26日から5月13日までの学校及び認定こども園関係者の感染者数は、46名となっております。保護者はもとより、町民の皆様には、大変御心配をおかけしておりますが、新型コロナウイルス感染症は、未だ予断を許さない状況にありまして、今後、更なる感染防止対策を講じることも想定されますが、感染症対策を徹底し教育・保育活動を推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。次に、新型コロナウイルスワクチン接種状況について報告いたします。4月15日現在におけるワクチン接種状況でございますが、町民全体で対象者が5,040名に対し、1回以上接種者4,303名で接種率では、85.4%となっております。次に、5歳から11歳の小児ワクチン接種については、4月4日から接種を開始しておりますが予約者を含めると接種率では31%となっております。今後におきましても引き続き国保診療所で接種体制を維持してまいります。次に4回目接種にかかる情報提供となりますが、国では新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化予防を目的として対象者を限定して接種を開始することといたしました。その対象者は60歳以上の方、及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める方となっております。また、接種間隔につきましては3回目の接種から5か月以上空けることとしております。使用ワクチンにつきましても3回目同様ファイザー社及びモデルナ社でありますので、接種体制が整い次第、御案内の上、接種を取り進めてまいりますのでご承知願いたいと存じます。当町における感染者の増加は、学校等と家庭における感染の繰り返しが要因になっていると考えられます。改めて学校での感染防止対策を徹底し、併せて、家庭において感染防止の取り組みを徹底するようお願いをしております。また、今後において感染の急拡大を防ぐため、普段からの感染防止行動や、ワクチン接種を、引き続き町民の皆様へ働きかけてまいりたいと存じます。以上、新冠小学校関係者外町内における新型コロナウイルス感染症状況とその対応についての報告といたします。最後に今臨時会に提案いたします案件ですが、条例にかかる承認案件2件、補正予算に係る承認案件3件、一般議案1件を提出することといたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

行政報告に対し質疑を行います。

ありませんか。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 今回のコロナの対応について、お伺いいたします。今回のコロナ

感染の対応についてはホームページ、安心メール、フェイスブックなどでの周知が早く町民も過度な不安を持つことなく過ごせていたことについては良かったのではないかなと思っております。今回の行政報告にもあったとおり、ド・レ・ミ、冠小、朝日小の休業という対応をとりましたが、加えて先日、町職員にも感染者が出たということで対応しておりました。それぞれの対応について、少し違うところがあると感じましたので、基準について2点お伺いいたします。1つ目は、休業させる職員の範囲について。2つ目は、検査を受けさせる職員の範囲について、基準があればお伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） この取り扱い始めて3年目になるわけでありまして。当初の扱いと国、道の対応の指針、これが変わってきていることで地域としてはちょっと困惑をしながら対応にあたっているのも事実であります。御質問にございました休養の範囲でございますけれども、感染してしまえばこれはもうもちろんでありますけれども、濃厚接触者になった段階においては、職員の勤務は自粛をして健康観察をします。これはあくまでも保健所の指示・指導を伺いながら決定をすることです。検査これは職員の部分でありますけれども、学校、ド・レ・ミについても同じようにこれは保護者の方々にもお願いをし、また徹底をさせていただいているところであります。検査でありますけれども、以前のように濃厚接触者になったからといって、すぐ検査ということにはなってございません。町といたしましては、特に職員の場合、どうしても濃厚接触者になったんだけれども、翌日からの事業運営に対してしっかりと安全を確認した上で判断をしたいという場面については、職員に検査を行っております。学校関係につきましては、今はやっておりますけれども、濃厚接触者が学級内にいて翌日あるいは翌々日から学校を行っていかどうかという判断をしなければいけない。そういうときにはPCR検査を対象の子にさせていただいていたケースもあります。ただ、道・国の方針が変わった以後はですね、それはせずに必要な期間の健康観察期間で様子を見ていただくという事に変更をしながら対応させていただいているという実態でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

はい。氏家議員。

○4番（氏家良美君） 1点お伺いしたいんですけれども、先ほど職員については復帰させるために検査を行うこともあるという話だったんですけれども、検査した職員は普通に休業している職員よりも短い間で復帰できるということで、理解してもよろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） はい。通常、7日10日という部分で、保健所から職場を休業してください、というような指示がございます。それで、基本的には職員の場合これを守っていただくということが原則であります。で、私が検査をと申しましたのは、濃厚接触者には該当はしないんだけれども、今、発症日から2日前までの期間を濃厚接触者の対象期

間になります。ただ、事業やる側としては、2日前だけで区切ってしまって、3日前4日前に接した職員はそのまま検査もせずに事業をやる、あるいは施設運営を通常どおりやるという判断をしていいだろうかという心配もございますし、当然町民の皆さんも、そういう御心配があるというふうに思いますので、そこはそういう心配がある職員に対してはあえて検査をしていただいて、マイナスだという確認をした上で、翌日以降の業務の施行の判断をするという取り扱いにさせていただきます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかはございませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 今後も感染防止対策を徹底的にやるというのは、指導するというのが町の仕事だというふうに思いますけれども、1点目ですけれども、全体として接種した人が85.4%ということでありまして、1回目より2回目、2回目より3回目の方が接種する人数は減っているというふうなふうに聞く訳でありますけれども、1回目、2回目、3回目のそれぞれの接種率について伺いたいと思います。もう1点については、136名感染をしていますけれども、これは残念ながらまだまだ増えていくんだろうなという気がしていますけれども、新冠町は人数136で少ないですけれどもね、日高管内全体あるいは北海道全体ということで、この内訳ですね136名の内の内訳、接種者と非接種者のパーセントについて捉えていれば教えてほしいなと思います。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 2番目にいただいたご質問の方から、私の方からご説明申し上げます。ほかの事業と違いまして、他町の状況とうちの状況等を見比べながらという実際分析は、具体的にはしておりません。接種率がどう感染者数にはね返ってくるのか、あるいは、全道的にうちの町の感染者数が全道の中でどれぐらいの位置にいるのかということについて、感染対策上この比較というものは、特に意識をしてやっておりますので、今この場でお答えできるような資料ございませんので。もしご必要であれば、改めて調査をしてご報告をさせていただくということにさせていただきたいというふうに思います。接種率に関しましては、保健福祉課長の方からご説明申し上げます。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） ワクチンの接種率状況でございます。

5,040人に対しまして合計では4,303人ということでご報告申し上げております。内訳でございますが、1回目の摂取で終わられている方130名でございます。率にすると2.5%程度。それから、2回目までの接種の方632名。率ですと、12.5%。それから3回目の接種まで終わられている方3,541名、70%程度。合わせまして、先程4,303人、85%ということになってございます。以上です。

○議長（荒木正光君） 堤議員よろしいですか。

それじゃ、ほかにごございませんか。

はい。但野議員。

○5番（但野裕之君） 学校関係者の感染ということで質問いたします。

学校・子ども園の関係者の中には、この教職員という職種もってる方含まれているかが1点。それとですね、ワクチン接種率が学校の教職員の皆さんは一般よりも低いと思われるというふうな話がありますけども、実際に低いのかどうか、ということ。この2点お願いします。

○議長（荒木正光君） 奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） はい。但野議員の御質問にお答えしたいと思います。

その数の中には先生方も含まれております。それから接種の方についてはですね、8割以上の先生方が接種はしているということで、聞いております。ということで、接種率は決して低いとは考えていません。以上です。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございますか。

はい、竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番。竹中です。新冠町におけるコロナのワクチンの対応というのは、大変他町と比較しましても迅速で、これによって感染者の減少につながってきたのではないかなというふうに思っておる次第ですけれども、報告の中で、重症化ということがなかったわけですけれども、重症化が無かったのか。また、コロナが回復しても後遺症に大変、厳しい状況に陥る場合があるということで報道もされておりますけども、そういったケースには至っていなかったのかについて、お伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 特に、感染してお亡くなりになられた町民の方、これは3年間の中にはおります。ただ、入院をされていたり基礎疾患を持たれていたという中でこのことで、このことがコロナ感染によつての重症化に該当するのかなのかということについて、私どもそこまで把握をしておらない。で、在宅で一般の普通の生活をされてる方が罹患をする。この方々の重症化ということについて、特に重症化ということでありますから、酸素濃度が低くなったり、エクモを装着するような必要性があったり、というような患者の発生については、発生したということは報告受けておりませんので、重症化の方々ははないだろうと。ワクチン接種に伴つての副反応。これは、都度ございます。痒みが生じたり、熱があつたり、少し接種後調子が悪かつたり。ただ、それは、診療所の迅速な対応の中の範疇でおさまっているという認識をしております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。はい、竹中議員。

○6番（竹中進一君） 回復後の後遺症というのはなかったということ。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 数件、接種後の後遺症として、少し体調に変化があるという報告は受けております。この者がワクチン接種が要因となれば、町としては委員会組織を持ってワクチン接種との因果関係について、やってく訳でありますけれども、そこにまでは至っておりませんので、一定程度の症状の落ち着きが見られているものと判断をしており

ます。

○議長（荒木正光君） はい。竹中議員。

○6番（竹中進一君） そうではなくて、罹患されて回復した後に後遺症っていうのを、例えば味覚が無いだとか大変重大な後遺症に陥る場合があるということも聞いておりますので、そういったことはないということによろしいですか。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 罹患者に対しての追跡、その後いかがですかということについて、積極的に今行うような状況ではございませんでしたので、その後の副反応の発生については具体的には承知をしておらないというのは事実であります。ただ、その後の情報として、罹患された方々に味覚障害なり他の後遺障害が出たというような後相談というのはいまのところ町の方には入ってきておりません。

○議長（荒木正光君） ほか、ございませんか。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 8番酒井です。2点伺います。教育現場における現在教育現場で感染が拡大していますけれども、これに関して、例えばマスク着用であったり、そういったものに関して、特段その強化している点があるのかどうかという事と2点目がワクチン接種につきまして、今後4回目接種も5か月経過するわけがございますけれども、まああの、そろそろそういう緩みというか重症化しないっていうリスクも軽減されている中で、町として4回目接種にはどのように当たっていくのかという点について伺います。

○議長（荒木正光君） 奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） はい。ただいま酒井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず学校関係の中で特に留意している部分があるのかどうかということでした。ほんとに大型連休中、児童生徒教職員の陽性多くなり、大変御心配をかけてるところです。施設内消毒はもちろんのことですね、朝の健康観察、それから検温それと感染予防に必要なマスクをしっかりと着用すること、手指消毒それから喚起などにもですね、さらに気を配って密になる活動は慎重に判断していく。ということをお気をつけております。また、学校だけではなかなか防ぎ切れないということがありますので、特にですね、体調がすぐれない場合、もちろん本人もそうなんですけど、家族の中にですね、発熱者がいたりする場合にも、もう一回引き続き登園、あるいは登校を控えてもらうように再度要請を徹底してるところです。また、配慮として、陽性となっても誹謗中傷がないように指導していきまし、勉強の遅れの部分についてもですね、しっかりと学校の中で保障していきますということは安心メールの中でもしているところです。いま一度、議員のご指摘のようにですね、園それから教育関係、気を引き締めてですね、今の点特に保護者に対する部分ですね、家族の中でおじいちゃんおばあちゃんが熱出すといっても、ちょっと1日だけお休みしてほしいとかってそういった部分を徹底していこうというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） はい。ワクチンの4回目接種でありますけれども、ご案内のように国が行う任意接種のワクチンであります。議員御指摘のように、感染者の中には3回目の接種をして感染をした方々多数おられます。そういうことから言いますと、ワクチンの効果というものに関して、町民の皆さんがそのこと自体に心配をもたれてる中での4回目接種を迎えるということでもあります。しかしながら、やはり感染を抑制する、あるいは重症化を防ぐという効果については、国の検証の中で確認をされた中での接種でありますから、その点をしっかり住民の皆さんに周知をさせていただきながら、接種の事務を進めていくということで、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

中川議員。

○2番（中川信幸君） 2番中川です。ちょっと3点をお伺いしたいと思うんですけど。まず、この3回の予防接種を行ったわけですけど、受けない方の、1回も受けてないという方もいると思うんですけど、これの追跡調査、なぜ受けないのかということはそれは全然追跡調査してないのか。それがまず1つ目と。

それと小学校で随分出ているんですけども、この感染対策。それと予防接種について、どのような指導をしているのか。そして、もう1点は無症状で、我々もかかっているかもわからないんですよ。だから非常に目に見えないこのウイルスですから、大変難しいことだと思うんですけども、そういったことで、それぞれがマスクをしたり、手洗いをしたり感染対策をしながら注意してかんきゃなんなと思うんだが、先ほど言ったその2点について、まずわかる範囲で、よろしくお願いします。

○議長（荒木正光君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 予防接種を受けられない方。これは、これに限らず、予防接種あるいは薬の服薬こういったものはなるべく避けたいというお考えの方々がまずいらっしゃるだろうと思えます。それから、基礎疾患やなんかお持ちで、医師と相談した上でアレルギーを含めて、そこを心配されて打たないという方々もいらっしゃると思えます。実際に先ほど言いましたけどもこれ、定期接種という義務づけされたワクチン接種であれば、なぜ打たないのかということをお伺いするということにもなるんですが、任意接種でありますので、あくまでも我々がもってる情報をしっかりお伝えした中で、その上で個人が判断していただくということが大原則でありますので、なぜ打たないのかという事についての追跡調査というのは、実際には行っていないと言うことでもありますので、御理解をいただきたいと思えます。予防接種に対する小中学校、ド・レ・ミを含めての周知でありますけれども、繰り返しになりますけども、あくまでも保護者の皆さんの判断の中で決定をされていくことでもありますので、時期が来た段階において保護者の皆さん方にわかりやすい周知をして、この機会にどうぞ接種を御検討くださいというような勧奨をするにとどまっているのが現状であります。

○議長（荒木正光君） いいですか。ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 無いようですので、質疑を終結いたします。

◎日程第5 承認第2号

○議長（荒木正光君） 日程第5、承認第2号専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 承認第2号専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。次のページをお開き願います。専決処分書新冠町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年3月31日付をもって専決処分したものです。改正及び専決理由並びに改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させていただきます、お手元に配付しております承認第2号資料により説明させていただきますので、そちらをごらん願います。始めに改正理由並びに専決理由であります。成長と分配の好循環の実現に向けて多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置の強化スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進するための措置カーボンニュートラルの実現に向けた観点等に踏まえ、住宅ローン控除等を見直し、加えて、景気回復に万全を期すため土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講じた令和4年度税制改正の大綱に沿って、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、原則令和4年4月1日から施行されました。これに伴い、令和4年4月1日施行の部分について、新冠町税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を開催するいとまがなかったことから、専決処分を行ったものです。次に、改正の内容についてご説明申し上げます。1つ目は、個人町民税関係であります。寄付金税額控除についてですが、公益社団法人公益財団法人に含まれていた民間法人について、所得税法施行令に規定する経過措置の終了に伴い、控除対象となる給付先から削除することとなります。2つ目は、法人町民税関係ですが、地方税法改正に伴い、項づれが生じたことから、条文の整理を行ったものです。3つ目は、固定資産税関係であります。固定資産税関係は4点ございまして、1点目は、固定資産課税台帳の閲覧関係で課税台帳に記載されている住所が明らかにされることで、生命または身体に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合に住所の削除等の措置を講じたものを閲覧させることができます。2ページに移ります。2点目は、わがまち特例の課税標準の割合を定める規定の追加等で、下水道法に規定する公共下水道に使用するものが工場等に設置した除外施設に係る固定資産税の課税標準を4分の3から5分の4に変更すること。令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定の

規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地に係る固定資産税の課税標準を、3年度間4分の3とすること。3点目は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等で改修する住宅について、所在日を平成20年1月1日以前だったものを平成26年4月1日以前に、工事の完了日を令和4年3月31日だったものを令和6年3月31日までと拡充するものです。4点目は、宅地に係る固定資産税の負担調整措置で、宅地の負担調整措置を行う場合の調整率を商業地の場合にあつては、住宅用地以外の宅地の場合にあつては、令和4年度に限り5%を2.5%にする措置を講じたものです。附則です。第1条施行期日です。この条例は、令和4年4月1日から施行します。第2条固定資産税に関する経過措置です。別段の定めがあるものを除き改正後の条例の規定中、固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によるもの。同条第2項の規定は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得した改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税についてはなお従前の例によるものです。

以上が承認第2号 新冠町税条例の一部を改正する条例の専決処分にかかる提案理由でございます。御審議賜り報告のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 8番酒井です。お手元の資料の2ページ目なるんですけれども、1点伺います。②黒丸の2つ目の部分ですけれども、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地の固定資産税の課税標準を4分の3とするというふうに記載されていますけれども、この点について、当町においては地域細かくはいいんですけれども、こういった地域が該当されるのかについて伺います。

○議長（荒木正光君） 今村税務課長。

○税務課長（今村力君） お答えします。現在こちらの法律に基づく指定された地域というのは新冠町にはありません。ありませんので御承知願います。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって承認第2号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第3号

○議長（荒木正光君） 日程第6、承認第3号 専決処分について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 承認第3号 専決処分について提案理由をご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書でございます。新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日をもって専決処分を行ったものでございます。次のページをお開き願います。新冠町国民健康保険税条例の一部を次のように改正したものでございます。始めに条例改正の趣旨についてご説明いたします。令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱が閣議決定され、その中で国保税における税負担の適正化を図るため課税限度額の引き上げをすることとしております。具体的には、国保税の構成のうち基礎課税分を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税分を19万円から20万円に引き上げするものです。本件に係る地方税法施行例の一部改正が本年3月31日付けで交付されたもので、本町として、国の定める法令どおりの改正を行ったものでございます。専決処分の経緯でございますが、今回の改正法令の施行日が本年4月1日であり、特に緊急を要する議決案件で、かつ、議会を招集する暇がないことから、地方税法第179条第1項の規定に基づき、本条例の改正を専決処分としたものでございます。それでは、改正条文をご説明いたしますので2ページの新旧対照表をごらんください。第2条課税額でございます。第2項のただし書きには基礎課税分の限度額を規定しております。63万円を65万円に改めるものです。第3項のただし書きには後期高齢者支援金等分の限度額を規定しております。19万円を20万円に改めるものです。次に、第23条国民健康保険税の減額でございます。基礎課税額に係る63万円を65万円に、後期高齢者支援金等分に係る19万円を20万円に改めるものです。1ページへお戻り願います。附則といたしまして、第1条この条例は、令和4年4月1日から施行する。第2条この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。以上が承認第3号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第3号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。

秋山議員。

○3番（秋山三津男君） 条例改正における影響額と影響人数をお願いしたい。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 今回の改正に伴います影響額等でございますが、本年1月31日現在の被保険者ベースでいきますと、改正前改正後で限度額超過世帯いわゆる基礎課税分につきましては、3世帯が減額します。後期高齢者支援金分については約8世帯が減じます。国保税額でございますが、改正前改正後におきましては、2,103,000円税額で引き上るといふことでございます。以上です。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。

よって承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第4号

○議長（荒木正光君） 日程第7、承認第4号 専決処分について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第4号。専決処分について、理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めらるるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書になります。令和3年度 新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月18日付けをもって、別紙のとおり専決処分したものです。このたびの専決処分は、新冠温泉湯装置揚管点検業務委託料に不足が生じたもので、事業を速やかに完了させる必要があったことから、増額補正のうえ執行したもので、議会を開く暇がなかったことから、専決処分いたしましたものでございます。予算書の1ページをお開き願います。このたびは4回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正。第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億5939万5000円にしたものです。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。6款商工費1項商工費2目観光費203万5000円の追加は新冠温泉湯装置揚管点検業務委託料で当初見込んだ。油成分の処理料12.5立方メートルを大きく上回る34.98立法メートルとなったためこの増加分に係る処理費相当額について、既定予算の執行残を充当し、なお不足する分を増額し施行したものでございます。次に、歳入について説明いたしますので5ページをお開き願います。18款繰入金1項基金繰入金4目財政調整基金繰入金203万5000円の追加は、歳出に係る財源として財政調整基金から繰り入れた

のです。以上が承認第4号令和3年度 新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由です。ご審議賜り報告のとおり承認下さいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第4号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって承認第4号は報告のとおり承認されました。

◎日程第8 承認第5号

○議長（荒木正光君） 日程第8 承認第5号。専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 承認第5号。専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めらるるものでございます。次ページをお開き願います。専決処分書になります。令和3年度 新冠町一般会計補正予算について地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付けをもって別紙のとおり専決処分したものです。このたび専決処分いたしました補正の主なものですが、歳入では各種の地方譲与税各種交付金等の額の確定に伴う増額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金補助金及び事務費補助金等の減額。歳出ではエゾシカの捕獲頭数の増加に伴う有害鳥獣駆除対策事業費等の増額。温泉施設改修工事費等の額の確定に伴う減額等となっております。いずれも令和3年度内に確定するものですが、議会を開く暇がなかったことから、専決処分したのでございます。予算書の1ページをお開き願います。この度は5回目の専決補正予算となります。歳入歳出予算の補正。第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9813万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億5752万6000円にしたものです。初めに地方債の補正がありますので、5ページをお開き願います。第2表地方債補正。1変更です。起債の目的温泉施設整備事業は、老朽化した施設及び設備の改修を過疎債を活用して実施したもので、事業費の確定により限度額4710万円を変更後60万円減の4650万円に変更するものです。次に事項別明細書の歳出より説明いたしますので、14ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費113万円の追加。7節報償費137万8000円の減額は、ふるさと納税特典購入費で3月末の寄付分に係る返礼品の発送が、翌年度の対応となったこ

とによるもの。11節役務費250万8000円の増額はふるさと納税収入額の増額に伴う収納代理業者に対する決済手数料及びフォーム利用料でございます。9目財政調整基金4693万4000円の追加は、苫小牧信用金庫への出資金返還分30万円及び歳入歳出差引き余剰分を積み立てるものです。10目減債基金費8000円の減額は利子の確定によるものです。11目ふるさとづくり基金費5063万2000円の増額はふるさと納税増額分3144万4000円一般寄付分1584万7000円町有牛売り払い及び受精卵売払い収入分331万2000円利子分2万9000円がそれぞれ増加したのです。13目森林環境譲与税基金費53万4000円の減額は歳入森林環境譲与税額の確定によるものです。2項町税費1目町税総務費及び2目賦課徴収費はいずれも補正額ありませんが、国民健康保険税の収納率向上対策に係る経費について、国保会計より負担金として24万1000円繰り入れとなりましたので、補正額の財源内訳においてそれぞれ一般財源を減額し、特定財源のその他に同額を増額したものです。15ページに移ります。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費168万円の減額は国保会計で説明いたします。4款衛生費1項保健衛生費2目予備費補正額はありますが、65歳以上の予防接種費用について、国保会計より分担金として69万円繰り入れとなりましたので、補正額の財源内訳において一般財源を減額し、特定財源のその他に同額を増額したものです。5款農林水産業費2項林業費1目林業振興費187万7000円の追加。11節役務費74万円及び12節委託料113万7000円の増額はいずれもエゾシカの捕獲頭数が増加したことによるもので、残し処理手数料で158頭分捕獲委託料で160頭分を追加しております。16ページに移ります。6款商工費1項商工費2目観光費22万円の減額は新冠温泉施設整備事業に係る工事請負費執行残です。7款土木費1項道路橋梁費2目道路維持費。補正額ありませんが除雪費用に対して国より臨時道路除雪事業費補助金200万円が交付されましたので、補正額の財源内訳において一般財源を減額し、特定財源の国道支出金に同額を増額したものです。次に、歳入について説明いたしますので8ページをご覧ください。歳入2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税298万円の追加。続きまして、2項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税261万6000円の追加。続きまして、3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税53万5000円の減額。続きまして4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金72万4000円の追加はいずれも額の確定によるものです。9ページに移ります。5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金152万6000円の追加。続きまして、6款法人事業税交付金1項法人事業税交付金1目法人事業税交付金556万4000円の追加。続きまして、7款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金1468万3000円の追加。続きまして、8款環境性能割交付金1項環境性能割交付金1目環境性能割交付金158万5000円の追加は、いずれも額の確定によるものです。10ページに移ります。9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金100万8000円の減額は交付金額確定によるものです。2項新型コロナウイルス感染症対策地方税

減収補填特別交付金 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 4 6 1 万 9 0 0 0 円の追加は新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例により減収となった固定資産税に対する補填でございます。1 0 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 3 9 3 4 万 9 0 0 0 円の追加は交付税額確定によるものです。1 1 ページに移ります。1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 9 9 1 万円の減額は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 1 世帯 1 0 万円の給付事業に係る給付費及び事務費に対する補助金です。本給付金の受付期間は令和 4 年 9 月 3 0 日までとなっておりますが、国の指示により、本年 2 月 2 1 日地点の執行実績により令和 3 年度分として補助金の交付を受け、2 月 2 2 日から 3 月 3 1 日までの給付費及び事務費に対する補助金は、令和 4 年度に給付を受ける取り扱いとなったため減額するものです。4 目土木費国庫補助金 2 0 0 万円の追加は、除雪費に対する臨時の補助金です。1 5 款道支出金 2 項道補助金 4 目農林水産業費道補助金 3 0 0 万 6 0 0 0 円の追加はエゾシカの捕獲頭数増加に対するもので、3 3 4 頭分 1 頭当たり 9 0 0 0 円の交付となっております。1 6 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 2 万 1 0 0 0 円の追加は財政調整基金ほか 3 基金積立金の利子確定によるものです。4 目出資金返還金収入 3 0 万円の追加は、昭和 3 9 年 6 月に苫小牧信用金庫へ出資したのですが、信用金庫法で本来公共団体は信金の出資者資格を有しないということが判明したため苫信より返還されたものです。1 2 ページに移ります。2 項財産売払収入 1 目物品売払収入 3 3 1 万 2 0 0 0 円の追加。町有牛売払収入 2 9 8 万 8 0 0 0 円の増額は 1 頭当たりの枝肉価格が高くなったことと、繁殖廃用牛を 4 頭多く売却したことによるもの。町有牛優良受精卵売払収入 3 3 2 万 4 0 0 0 円の増額は乳肉連携卵の販売が当初予算の 3 6 戸に対して 7 6 戸の実績となったことなどによるもの。1 7 款寄付金 1 項寄付金 2 目指定寄付金 4 8 4 2 万 1 0 0 0 円の追加。ふるさと納税対象外の一般寄付金 1 5 8 4 万 7 0 0 0 円の増額は個人 3 件で 1 0 6 万円、法人 3 件で 1 3 0 0 万円、北海道を窓口とする赤潮対策寄付が 1 7 8 万 7 0 0 0 円となっております。ふるさと納税分 3 2 5 7 万 4 0 0 0 円の増額は実績に基づくもので、令和 3 年度は総体で 2 億 9 1 5 7 万 4 0 0 0 円となっており、過去最高であった令和 2 年度の 1 億 3 2 0 3 万 3 0 0 0 円を大きく上回る実績となっております。1 8 款繰入金 1 項基金繰入金 4 目財政調整基金繰入金 2 2 2 3 万 2 0 0 0 円の減額は歳入歳出の精査により生じた不用額を財政調整基金に繰戻すものです。1 3 ページに移ります。2 0 款諸収入 4 項雑入 4 目宝くじ交付金収入 7 7 万 8 0 0 0 円の追加は額の確定によるものです。5 目雑入 9 3 万 1 0 0 0 円の追加。国民健康保険被保険者分担金 6 9 万円の増額は 6 5 歳以上の予防接種費用に対するもの国民健康保険税収納率向上対策事業費事業費用負担金 2 4 万 1 0 0 0 円の増額は国保税の徴収に係る経費に対するものでいずれも国保会計より繰り入れとなるものです。2 1 款町債 1 項町債 6 目商工債 6 0 万円の減額は、5 ページの地方債の補正で説明したとおり、事業費の確定によるものです。以上が承認第 5 号令和 3 年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由です。御

審議賜り、報告のとおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩といたします。再開は、11時20分といたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時20分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより承認第5号に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、ページごと一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭完結に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いをいたします。

歳出の14ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費及び2項町税費、発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、15ページに移ります。

3款民生費、1項社会福祉費、4款衛生費、1項保健衛生費、5款農林水産業費、2項林業費ありませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番竹中です。

農林水産業費の林業費節では12節の有害鳥獣駆除委託料に関する質疑を行いたいと思います。毎年この対策によってエゾシカの被害、それからアライグマの被害っていうのは若干減って来ていると思うんですけども、その被害状況というのを取りまとめておられるようでしたら減少傾向にどの程度あるのか、または減少して無いのかということが解りましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） はい。主にエゾシカによる農林漁業への影響額でございますけれども、当町におきましては、平成22年度がピークでございます。そこから被害額については右肩下がりでありましたが、平成30年度付近位からですね、また徐々に被害面積、被害金額とも増えてきてございます。現在把握している数字としてはですね、令和2年度でございますけれども、被害面積は325ヘクタールで、被害額は7748万6000円7748万6000円。平成30年度は被害面積が309ヘクタールですので、30年度から令和2年度比較いたしますと16ヘクタールほど増えてございます。また、被害金額につきましては、平成30年度7166万4000円。7166万4000円ですので、先程申し上げました令和2年度7748万6000円ですので580万円ほど増加しているという状況でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので16ページに移ります。

6款商工費、1項商工費、7款土木費、1項道路橋梁費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、歳入に入ります。

戻って、8ページをお開きください。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税、3項森林環境譲与税、4款配当割交付金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、9ページに入ります。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項同じく株式当譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、10ページに入ります。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、10款地方交付税、1項地方交付税、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、11ページに入ります。

14款国庫支出金、2項国庫支出金、15款道支出金、2項道補助金、16款財産収入、1項財産運用収入、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、12ページに入ります。

16款財産収入、2項財産売払収入、17款寄付金、1項寄付金、18款繰入金、1項基金繰入金、ありませんか。

芳住議員。

○10番(芳住革二君) 10番芳住です。物品販売収入の中で、廃牛4頭ということですが、その廃牛とする基準がありますか。

○議長(荒木正光君) 工藤町有牧野所長。

○町有牧野所長(工藤匡君) はい。廃牛につきましては、年齢それから排卵。要するに牛が産めなくなった状況を見ながらですね、判断しているところです。基準というのは特に設けていませんけれども、うちの職員がですね、その辺を見ながらあの判断することにしております。

○議長(荒木正光君) はい。芳住議員。

○10番(芳住革二君) まあ、不妊という部分はわからん訳でないですけども、1年とかあるいは2年とか。3年が不受胎だとかって。そこら辺の基準もなんも無い訳なんです

か。

○議長（荒木正光君） 工藤所長。

○町有牧野所長（工藤匡君） はい。特にございません。御承知のとおりヨーネ病も発生している状況なものですから、その辺については早めに判断をしているというのが現状でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、13ページに入ります。

20款諸収入、4項雑入。21款町債、1項町債。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出を一括して質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって承認第5号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第9 承認第6号

○議長（荒木正光君） 日程第9、承認第6号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 承認第6号 専決処分について提案理由を御説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書。令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年3月31日をもって専決処分をしたものでございます。今回の補正の主な要因でございますが、歳入では、保険給付費及び調整交付金などの道交付金の補正。出産育児一時金に対する一般会計繰入金の補正。新型コロナウイルス感染症による国保税の減免に対する国庫支出金の補正。歳出におきましては、国保税収納率向上対策費及びインフルエンザや肺炎球菌予防接種費用として一般会計へ支出する経費。保険給付費の補正。国保事業納付金の補正となっております。いずれも令和3年度内に確定するものでございますが、議会を開く暇が無かったことから、令和4年3月31日をもって専決処分したものでございます。それでは、予算書の1ページをお開き願います。令和3年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算。1回目の専決補正予算です。歳入歳出予算の補正。第1条規定の歳入歳出予

算の総額から歳入歳出それぞれ4258万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3734万6000円とするものでございます。第2号歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算によるものとし、補正内容につきましては、歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。24万1000円の追加。18節負担金補助金及び交付金24万1000円は国保税の収納率向上対策事業費の負担金で、一般会計で負担しております町税徴収費用のうち国保税に関する費用を負担するものです。2目連合会負担金。補正はございませんが、財源内訳において歳入における調整交付金の減が254万5000円を特定財源から一般会計へ振り替えてございます。2款保険給付費、1項療養費、1目療養給付費。3881万1000円の減額。18節負担金補助及び交付金3881万1000円の減は医療費の確定によるもの。3目審査支払手数料30万3000円の減額。11節役務費30万3000円の減は、国保連合会における審査支払手数料の確定による減額29万6000円と、レセプト電算処理システム手数料の確定による減額7000円です。7ページをお開き願います。2項高額療養費、2目高額介護合算療養費20万円の減額。18節負担金補助金及び交付金20万円は高額介護合算療養費の確定による減額です。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金246万円の減額。18節負担金補助及び交付金246万円は実績による減額です。3款国民健康保険事業納付金、1項医療費給付費分、1目一般被保険者医療給付費分103万1000円の減額。18節負担金補助及び交付金103万1000円は北海道へ納める納付金確定による減額。8ページをごらんください。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分54万円の減額。及び3項介護納付金分、1目介護納付金分16万6000円の減額はそれぞれ18節負担金補助金負担金補助金及び交付金で、納付金確定による減額です。6款2項ともに保健事業費、1目保健衛生普及費69万円の追加。18節負担金補助及び交付金69万円は国保被保険者のうち高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン予防接種に係る負担分で、一般会計に支出するものです。続いて、歳入の説明をいたしますので、5ページへお戻り願います。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金。4214万3000円の減額。1節保険給付費等普通交付金4177万4000円は歳出の保険給付費と同額を減額するもの。2節保険給付費等特別交付金36万9000円の減額。保険者努力支援分217万6000円の増。当初予算額187万9000円に対し、405万5000円の交付決定により増額するもの。特別調整交付金254万5000円の減額は、当初予算554万6000円に対し、300万1000円の交付決定により減額するものです。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金168万円の減額。2節その他一般会計繰入金168万円の減額は歳出における出産育児一時金減額に伴う補正でございます。8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険災害等臨時特例補助金124万3000円の追加。1節国民健康保険災害等臨時特例補助金124万3000円は新型コロナウイルス感染症による国保税の減免額につ

きまして、国から全額補助されるもので、件数については11件分でございます。以上が、承認第6号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおりご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第6号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって承認第6号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第10 議案第24号

○議長（荒木正光君） 日程第10、議案第24号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第24号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を別紙として御配りしております議案第24号資料により申し上げますので、そちらをご覧ください。このたびの改正は、令和3年8月10日に人事院が令和3年の給与改定について、特別給を0.15月分引き下げる等の勧告を行いました。同年12月期の期末手当の支給月の引下げは見送り、当該引き下げ相当額を令和4年6月期の期末手当から減額することで調整されまして、国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されており、これに準じて当町の条例を改正するものです。改定の内容ですが、まず民間給与の調査結果で、令和2年8月から令和3年7月までの直近1年間の民間の支給割合4.32月に対して国家公務員の支給割合は4.45月で民間を0.13月上回ったことから、現行の4.45月分を0.15月分引き下げ、4.3月分にするものです。次に、令和4年6月期の期末手当に関する特例についてですが、6月に支給する期末手当の額は基準額から調整額を減じた額とするもので、昨年12月に減額すべき金額を6月の手当てから減額するのです。裏面をご覧ください。令和4年度以降における6月及び12月の期末手当の支給月数ですが、一般職は現行の1.275月から0.075月引き下げ、それぞれ1.2月分に。再任用職員は現行の0.725月から0.05月引き下げ、それぞれ0.675月となります。なお、会計年度任用職員は規則において一般職の給与条例を準用することとなっており、現行の1.

275月から0.075月引き下げ、それぞれが1.2月分となります。議案書の1ページに戻ります。附則です。施行期日等。第1条この条例は、公布の日から施行します。令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置第2条は、先ほど説明したとおりでございます。以上が、議案第24号新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由です。審議賜り提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第24号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○2番（中川信幸君） 今説明の中で民間とその国家公務員の違いということが言われたんですけども。これ民間というのはどういった企業で何社ぐらいこれ出してこういうことやってんのか、それをわかる範囲でいいので教えてください。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） この調査につきましては、全国を対象に50人以上の事業所を対象に、数千カ所調査が行われて、その平均額で算出しているということでございます。

○議長（荒木正光君） はい。中川議員。

○2番（中川信幸君） 私いつもこれ不思議に思うんですけども、この国家公務員ってこう書いてあるんですけどこれはいづれにしても霞が関の発想の中でね地方の自治体の職員までこれに該当させるのがどうも、納得出来ないってことを以前においてもそれを発言したことあるんですけど、これ例えば守らなかつたらペナルティっていうのはどんなふうにあるのか教えてください。

○議長（荒木正光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 具体的にはですね、あの交付税で措置される人件費についてですね、いわゆるその超過分これについては交付されないということで、まるっきり自治体の負担になってくると言うことございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。よって議案第24号は原案のとおり可決さ

れました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上もって本臨時会に提案されました議案すべての審議を終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（荒木正光君） これをもって令和4年第3回新冠町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（午前11時44分 閉会）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員